

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項		審議会への諮問案件について
関連 条文	改正法	第 129 条
	条例	第 6 条、第 8 条第 4 項第 9 号、第 9 条第 2 項第 9 号、第 17 条、第 50 条
検討 (概要)		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の条例では、要配慮個人情報の取扱い、目的外利用・提供、本人以外の者からの収集等について、審議会へ諮問することができる。 ・改正法では、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合（個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等）において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができることとされている。 ・この点、改正法の下では具体的にどのような案件が諮問対象となり得るのか、必ずしも明確ではないため、確認・整理を要する。 ・なお、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会では、所掌事務として、①個人情報保護条例関係、②情報公開条例関係、③番号利用法に基づく特定個人情報保護評価関係、④住基法に基づく勧告・命令・新規事務関係があるが、②～④については影響がない見込み。
影響範囲		条例等、運用
検討 (詳細)		<p>1. 改正法第 129 条の検討</p> <p>(1) 全体について</p> <p>改正法第 129 条では、審議会への諮問について、次のとおり規定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(地方公共団体に置く審議会等への諮問)</p> <p>第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、^①第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、^②個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p> </div> <p>この改正法第 129 条の各文言の内容等については別紙 1 のとおりとなっており、審議会への諮問案件の検討にあたっては、主に、①「第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合」と、②「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とについて整理が必要と考えられるため、以下、それぞれ検討を行う。</p>

(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」について

この点の解釈について、個人情報保護委員会は、別紙1の「ガイドライン、事務対応ガイド、QA」欄に記載のとおり説明をしている。

そして、同じく「備考・検討」欄に記載のとおり、現行の条例における諮問の場合と、結果的にはあまり大きな違いはないものと考えられる。

(3) 「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」について

この点の解釈について、個人情報保護委員会からの説明はあまり見受けられないため、県において具体的にどのような事案が想定されるのかについて、現行の条例の取扱いを参考に別紙2のとおり検討を行った。

その結果、同紙記載のとおり、現行の条例において諮問可能な場合については、基本的に「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」に該当し得るものと考えられる。

なお、「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」において、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」については、別紙3のとおり整理し得ると考えられる。

2. 現行の条例との比較

項番1における検討の結果、現行の条例における諮問と、改正法における諮問との相違点は、主に次の点であると考えられる。

(1) 諮問が必須となる場合の有無

現行の条例では、一定の場合において個人情報を取扱うためには、審議会に諮問することが必要であった。

改正法では、一定の場合において審議会に諮問することが「できる」ものであり、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることはできない。(個人情報の取扱いが法律上許容されるかどうかについては個人情報保護委員会に適宜確認を行い、適正な取扱いを担保する。)

(2) 諮問可能な範囲の限定性

現行の条例では、審議会への諮問ができる場面は、一定の場合における要配慮個人情報の取扱いや、一定の場合における目的外利用・提供の場合等、個別に列挙されていた。

改正法では、上述のとおり、「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」で、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的

	<p>な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」であれば、条例に規定することにより諮問ができることとされており、諮問可能な範囲が広がり得るものと考えることができる。</p> <p>3. 対応の方向性について</p> <p>改正法施行後においては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるが、これまでの県の施策との継続性を確保し、個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたって、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。</p> <p>そのため、県として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定をする方向で対応したい。</p>
<p>関連情報</p> <p>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」</p> <p>P. 40</p>	<p>現在、多くの地方公共団体の条例においては、個別の個人情報の取扱いの判断に際して、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である審議会等の意見を聴くこととしているが、法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。</p> <p>他方、条例で、審議会等の役割として、個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められるものであり、<u>今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる。</u></p>
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）</p> <p>[令和3年11月時点暫定版]</p> <p>P67～68</p>	<p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</p> <p>以上において、「特に必要な場合」とは、<u>個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</u></p> <p>この点、<u>個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</u></p>

令和 3 年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

個人情報の保護に関する法律についての Q & A
(行政機関等編)
(案)
(令和 3 年 11 月時点暫定版)

Q 7-1-1

法第 129 条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A 7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは許容されません。

一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

Q 7-1-2

Q 7-1-1 の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人

情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得ることは含まれるか。

A 7-1-2

法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第 129 条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。

Q 7-1-1 の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条第 1 項及び第 2 項に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合を想定しています。

Q 7-1-3

法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。

A 7-1-3

法第 129 条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。

Q 7-1-4

法第 129 条の規定に基づく審議会等への諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、公募で選ばれた住民代表も含めても良いか。

A 7-1-4

法第 129 条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項に

	<p>についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的な知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。</p>
	<p>Q 7-1-5</p> <p>「審議会その他の合議制の機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。審査請求の審査を行う審査会を活用してもよいのか。(前回配布 Q & A 7-1-2 参照)</p> <p>A 7-1-5</p> <p>「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項）であり、具体的には、現行の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。</p>
<p>個人情報保護法の 施行に係る関係条 例の条文イメージ [令和 3 年 6 月時 点暫定版] P6</p>	<p>【改正法第 129 条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】</p> <p>第十三条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、<u>法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは</u>、〇〇市個人情報保護審査会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審査会 に諮問することができる。</p>
<p>改正個人情報 保護法</p>	<p>（地方公共団体に置く審議会等への諮問）</p> <p>第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、<u>第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは</u>、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p> <hr/> <p>第三章 個人情報の保護に関する施策等 第三節 地方公共団体の施策</p> <p>（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）</p> <p>第十二条 <u>地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

	<p>2 <u>地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(区域内の事業者等への支援)</p> <p>第十三条 <u>地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(苦情の処理のあっせん等)</p> <p>第十四条 <u>地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(取扱いの制限)</p> <p>第6条 <u>実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 信条</p> <p>(2) 人種</p> <p>(3) 社会的身分</p> <p>(4) 犯罪の経歴</p> <p>(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(6) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(第4号に該当するものを除く。)</p> <p>(7) 犯罪により害を被った事実</p> <p>(8) 病歴</p> <p>(9) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号に</p>

において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果(第8号に該当するものを除く。)

- (11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(第8号に該当するものを除く。)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的(以下「取扱目的」という。)の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。

(5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。

(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。

(8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。)から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

5 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該

本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要なとき。
 - (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
 - (3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。
- 6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この号において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する

とき。

(7) 本人以外の者に提供する場合で、当該提供が明らかに本人の利益となるとき。

(8) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が利用し、又は提供するとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(実施機関に対する苦情の処理)

第 17 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適正に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(個人情報保護制度の改善に関する施策の諮問)

第 50 条 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

神奈川県 行政組織規則	(附属機関)		
	第9条 法令又は附属機関設置条例により設けられた附属機関は、次のとおりである。		
	(略)		
	名称	所掌事務	所管室課(所)
	(略)	(略)	(略)
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、 <u>住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)</u> の定めるところにより住民基本台帳法第30条の40第2項の規定による調査審議及び建議を行うこと。	政策局政策部情報公開広聴課	
(略)	(略)	(略)	